

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)丸森筆甫風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年8月11日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)丸森筆甫風力発電事業 環境影響評価方法書について、HSE株式会社※に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事及び福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

※令和3年7月1日付け、日立サステナブルエナジー株式会社からHSE株式会社へ社名変更

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県伊具郡丸森町、福島県伊達市  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大50,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月20日
環境大臣意見受理	令和2年 9月10日
経済産業大臣意見発出	令和2年 9月14日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月28日
住民意見の概要等受理	令和3年 3月30日
宮城県知事意見受理	令和3年 6月16日
福島県知事意見受理	令和3年 7月28日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 8月11日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話03-3501-1742（直通）

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)丸森筆甫風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 小鳥の渡りの調査に当たっては、100m×500mの帯状区を設け、そこを通過する小鳥をカウントする方法を検討すること。
3. 生態系の上位性注目種については、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に選定を行うこと。

(宮城県知事及び福島県知事からの意見書の写しを添付)